

青梅市モーターボート競走事業管理規程第2号

青梅市モーターボート競走事業企業職員就業規程等の一部を次のように改正する。

令和8年6月23日

青梅市モーターボート競走事業管理者 木崎 正博

青梅市モーターボート競走事業企業職員就業規程等の一部改正

(青梅市モーターボート競走事業企業職員就業規程の一部改正)

第1条 青梅市モーターボート競走事業企業職員就業規程(令和4年モーターボート競走事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第22条(見出しを含む。)中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第35条第2項中「6月」を「1年」に、「さらに」を「更に」に、「180日」を「365日」に改める。

第37条第2項中「介護時間取得の初日から連続する3年の期間内において」を「必要と認められる期間について」に改め、同条第6項中「これを利用する日の前日までに」を「要介護者の介護を必要とする一の継続する状態について、最初の介護時間を取得する日から起算して3年を経過する日までの期間(以下「当初取得期間」という。)にかかるものにあつては当該申請にかかる介護時間取得の初日の前日までに、当初取得期間経過後の1会計年度ごとの期間にかかるものにあつては当該申請にかかる介護時間取得の初日の1年前から同日の前日までの間に、それぞれ」に改める。

(青梅市モーターボート競走事業会計年度任用職員就業規程)

第2条 青梅市モーターボート競走事業会計年度任用職員就業規程(令和4年モーターボート競走事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第15条(見出しを含む。)中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第27条第1項中「、同条第2項中「6月」とあるのは「93日」と、「通算180日」とあるのは「通算93日」と」を削る。

(多摩川モーターボート競走場従事員就業規程)

第3条 多摩川モーターボート競走場従事員就業規程(令和4年モーターボート競走事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項第9号および第34条(見出しを含む。)中「整理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第36条第2項中「93日」を「1年」に、「さらに」を「更に」に、

「93日」を「365日」に改める。

第37条第2項中「介護時間取得の初日から連続する3年の期間内において」を「必要と認められる期間について」に改め、同条第6項中「これを利用する日の前日までに」を「要介護者の介護を必要とする一の継続する状態について、最初の介護時間を取得する日から起算して3年を経過する日までの期間（以下「当初取得期間」という。）にかかるものにあつては当該申請にかかる介護時間取得の初日の前日までに、当初取得期間経過後の1会計年度ごとの期間にかかるものにあつては当該申請にかかる介護時間取得の初日の1年前から同日の前日までの間に、それぞれ」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定（青梅市モーターボート競走事業企業職員就業規程第35条第2項の改正規定（「さらに」を「更に」に改める部分を除く。）、第2条の規定および第3条の規定（多摩川モーターボート競走場従事員就業規程第37条第2項の改正規定（「さらに」を「更に」に改める部分を除く。））は、令和8年4月1日から適用する。